

議案第104号

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）等の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月4日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(小松島市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「督促手数料，延滞金」を「延滞金」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

(小松島市介護保険条例の一部改正)

第2条 小松島市介護保険条例（平成12年小松島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「督促等」を「督促」に改め，同条第3項を削る。

(小松島市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 小松島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「及びその手数料」を削り，同条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に賦課決定をされた市税及び保険料（小松島市介護保険条例第3章に定める保険料及び小松島市後期高齢者医療に関する条例第3条に定める保険料をいう。）に関し発した督促状に係る督促手数料については，その督促状を発した日にかかわらず，なお従前の例による。